

- (15) 当先 まつさきに、第一に。
- (16) 本命 生まれた年の干支。本命の年は迷信では、悪い年とされる。
- (17) 徑行 勝手に。
- (18) 棄撤キセツ 棄ては棄てる。
- (19) 来使 相手側の立場に立った表現で、琉球の使。ここでは南米結制等をさす。原文の「来」(やや不明)の横に「差」の書きこみがあるが、正しくは「来」。「一六二四」も「来」。
- (20) 回文 「一六二二」「一六二三」。
- (21) 表箋 「二二一〇」「二二一一」「二二一二」。
- (22) 生事 事を引き起こすこと。
- (23) 多般 多い。事の多いこと。
- (24) 札部に否 「一六二四」。
- (25) 宣徳九年 月 日 内容からみて「一六二四」と同じ八月十五日かと思われる。

1-12-14

国王尚巴志の、正統帝の即位を慶賀する表

(一四三五、□、□)

琉球国中山王臣尚巴志、誠權誠忤、稽首頓首して上言す。

伏して以うに、天、下民を佑たすけ、四時序ありて風雨時あり、五穀熟して民人育つ。恭しく惟おもうに、天を承け命を受け、宇内に君師たり。相して以て之を奠ため、和して以て之を安んず。是を以て克く天心を享け永く宝曆を膺うげ、仁恩を四海に溥ひろめ太平を万年に

建つ。臣尚巴志、幸いにして明時^①に遇い聖君^②の天位に嗣登するに

忻逢す。遠く藩維に処れども心は馳せて遥賀し、紫宸を仰ぎて三祝し聖寿の以て天と齊しきを祈る。天を瞻のぞみ聖を仰ぎ激切屏宮の至りに任たうる無し。謹んで表を奉り賀を称して以聞す。

宣徳十年(一四三五) 月 日 琉球国中山王臣尚巴志、謹んで上表す

注 (1) 明時 あきらかに治まっている世。

(2) 聖君の天位に嗣登 宣徳十年正月壬午、英宗正統帝が即位。

1-12-15

国王尚巴志の、内官柴山と犯罪人八郎の処置について謝する

表(一四三五、□、□)

琉球国中山王臣尚巴志、宣徳十年(一四三五)八月十二日、欽んで勅諭^①一道を受け、内に開読するに、内官柴山及び罪人八郎等の事なり。欽んで勅して知らしむるを奉じ謹んで表を奉りて謝を称する者なり。臣尚巴志、誠權誠忤、稽首頓首して上言す。

伏して以うに、聖恩の敷布は広大なること天の如く、凡そ臣民に在りては均しく雨露に霑うるう。恭しく惟おもうに、皇帝陛下は聖人にして文武あり、治は百王に同じ、春育は海涵^②にして兆民は忻戴す。是を以て、天心は永く眷あまり、洪業は愈々昌さかなり。臣尚巴志、深

く恩寵を蒙り、補報是れ図らんとするも、惟だ葵藿の誠を堅くするのみ。上は万年の寿を祝り、天を瞻み聖を仰ぎ激切屏營の至りに任うる無し。謹んで表を奉り謝を称して以聞す。

宣徳十年（一四三五） 月 日 琉球国中山王臣尚巴志、謹んで上表す

注 (1) 勅諭 (〇一―一三)。

(2) 春育 春の万物を生育させる恩沢。

(3) 海涵 度量の大きく、包容し許すこと。

(4) 葵藿の誠 君主又は長上を尊敬し、これに誠をつくす、の意。

1-12-16

国王尚巴志の、国王および王相懐機に対する頒賜に謝して進貢する奏（一四三六、九、二四）

琉球国中山王臣尚巴志、謹んで奏す。謝恩の事の為にす。

正統元年（一四三六）閏六月十一日、欽んで勅諭を受くるに、

臣尚巴志等に綵幣を頒賜し、及び王相懐機に綵幣を賜う、とあり。

此れを欽む。欽遵して各々奉じて領受するを除くの外、今、使者

阿普尼是等を遣わし、表文一通を齎捧し、及び香一千斤・沙魚皮

二千張・馬六十四・硫黄三万斤を管送せしむ。随扈して王相懐機

の自ら備うる香五百斤・沙魚皮一千張は、共に安字等号海船三

隻に装載し、通行して京に赴き進貢し謝恩せしむ。備細に礼部に

移咨するに及ぶの外、謹んで具して奏聞す。

已上、為の字より起こし外の字に至りて止む。計、字一百二十八箇、紙一張

右、謹んで奏聞す

正統元年（一四三六）九月二十四日 琉球国中山王臣尚巴志

注 (1) 阿普尼是 『明実録』宣徳七年十二月庚寅の条に阿普尼是、

正統四年七月壬戌の条に阿普礼是の来貢の記事がある。この二つの名の表記は同一人を指すようで（一七〇二）では一つの文書中にこの二種の表記をしている。また（四三二―五）によれば旧港への使者もつとめた。

(2) 礼部に移咨（一七〇一）。

1-12-17

世子尚忠の、父王尚巴志の死去を告げ、請封する奏

（一四四一、七、六）

琉球国中山王世子臣尚忠、謹んで奏す。進貢等の事の為にす。

不幸にして父王尚巴志、正統六年（一四四一）四月二十六日に薨

逝す。臣尚忠、切に思うに、本国は遠く海邦に処り、久しく国政を

停むるは深く不便と為す。縁りて就ち印信もて国事を権管す。今、

事因を將て理として合に通行し具奏すべし。如し言を准すを蒙ら

ば、乞う、上年の先祖の事例に照らし、王爵を襲封し並びに皮弁

冠・朝服等の件を欽賜して便益ならしめんことを。此の為に礼部